

設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準

令和元年7月5日 告示第319号

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）第五条第二項の知事が定める基準は、次のとおりとする。

一 太陽光発電施設の設置により、設置禁止区域において想定される土砂災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。

二 次のいずれかを満たすと認められること。

イ 太陽光発電施設の構造等から、設置禁止区域において想定される土砂災害による当該太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。

ロ 設置禁止区域において想定される土砂災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、太陽光発電事業を行う土地の区域が人家、学校、道路等から離れている等の理由により、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。

附 則

この告示は、条例の施行の日から施行する。